

令和8年第1回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和8年2月

議案第104号

東広島市介護保険条例の一部改正について

東広島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市介護保険条例の一部を改正する条例

東広島市介護保険条例（平成12年東広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第23項中「給与所得又は」を「給与所得（以下「給与所得」という。）又は」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

26 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第29項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第

35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額)をいい、」とあるのは、「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、」とする。

27 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額)をいい、」とあるのは、「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、」とする。

28 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第3

4条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額)をいい、」とあるのは、「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

29 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場

合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、東広島市税条例（昭和49年東広島市条例第33号）第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、東広島市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、東広島市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

30 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当

し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に対する保険料の減免)

3 1 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条又は附則第29項若しくは前項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(以下この項において「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階(第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条又は附則第29項若しくは前項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の同年度分の保険料を減免する。

3 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 3 附則第31項の規定による保険料の減免の申請については、第9条第2項の規定を準用する。ただし、市長は、当該減免を受けようとする理由を市が保有する公簿等により確認することができるときは、同項に規定する申請書の提出を求めないこととすることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴う給与所得控除額の引上げを踏まえた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に合わせて、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等を設けるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

介護保険法（平成9年法律第123号）

第129条

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

第142条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

